

令和 6 年第 号

遺 言 公 正 証 書

本公証人は、遺言者・田邊孝之の囑託により、証人・西田和志、証人・溝入智隆の立会いのもとに、遺言者の口述した遺言の趣旨を次のとおり筆記して、この証書を作成する。_____

遺 言 の 趣 旨

第 1 条 遺言者は、遺言者の有する金融機関の預貯金のうち金 5 0 0 万円を、遺言者の二女・坂本悦美（昭和 3 6 年 2 月 1 2 日生）に相続させる。――

第 2 条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の孫・江村円（昭和 5 4 年 5 月 4 日生、遺言者の長女・井上早百合（昭和 3 2 年 6 月 2 9 日生、以下「長女・早百合」という）の長女）に遺贈する。――
（土地）

所 在 福山市新市町大字新市――

地 番 1 3 番 4――

地 目 宅地――

地 積 1 6 1 . 9 7 平方メートル――

（建物）

所 在 福山市新市町大字新市 1 3 - 4 —

家屋番号 未登記—————

種 類 居宅—————

構 造 木造瓦葺地上 2 階建—————

床面積 現況 1 階 7 8 . 7 6 平方メートル—

現況 1 階外 6 1 . 0 6 平方メートル

※ 上記につき、2 0 2 3 年度（令和 5 年度）

土地・家屋名寄帳兼課税台帳（閲覧）より記

載—————

2 本遺言の効力発生時において、前項の受遺者が相続人であるときは、「遺贈する」とあるのは、「相続させる」と読み替えるものとする。——

第 3 条 遺言者は、前二条記載の財産を除く遺言者の有する不動産（持分である場合は、その持分全て）、動産、その他一切の財産を、長女・早百合に相続させる。—————

第 4 条 遺言者は、長女・早百合を遺言執行者に指定する。—————

2 遺言執行者は、不動産の登記申請、預貯金、有価証券その他の債権等の名義変更・払戻し・解約、そ

の他法令で定められた全ての権限を有する。――

**3 遺言執行者は、この遺言の執行に関し、第三者に
その任務を行わせることができる。――**

[付言事項]

この遺言を作成するにあたり、一言申し添えます。私は**現在 94 歳**となりました。年齢のことを考え、以前から考えていた内容を公正証書として遺言書を作成することといたしました。――

まず、現在住んでいる新市町の土地と家は、孫の円に相続させます。また、二女の悦美は遠方に住んでおり、不動産の管理は難しいと思い、現金での相続としました。

残りの預貯金や、加茂町の不動産や神石高原町の山林など、そのほかの財産は全て長女の小百合に相続させます。――

預貯金は、妻・美子の生活費や、引き継いだ不動産の管理、今後の法要などの祭事にお金がかかるので、その足しにしてください。――

遺言執行者には、長女の早百合を指名しました。――

相続人とその関係者の皆様は執行者へ協力し、速やかに、そして円満な相続となるように心がけてください。

くれぐれも自重し、姉妹としての絆を保って行ってください。_____

長々と述べましたが、以上の私の心情を察して頂きたく、付言といたしました。――

私が亡くなった後も、姉妹で互いに助け合ってお母さんを支えてやってください。_____

妻・美子と出会い、結婚し、早百合、悦美が生まれ掛け替えのない家族に恵まれ幸せな人生でした。早百合、悦美、円、お母さんの事を頼みます。みんなも幸せな人生を送ってください。ありがとう。—————

本 旨 外 要 件

広島県福山市新市町大字新市 1 3 番地 4

● (職業)

遺言者 田 邊 孝 之

昭和5年3月1日生

上記は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでない
ことを証明させた。_____

広島県沖野上町5丁目29番27号大黒ビル201号

行政書士

証人 西 田 和 志

広島県福山市東深津町一丁目6番22-2号

証人 溝 入 智 隆

昭和59年1月16日生

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記
の正確なことを承認し、下記に署名捺印する。—

本公正証書は、民法第 969 条第 1 号ないし第 4 号に基づき作成し、同条第 5 号により本職署名捺印する。—

令和6年4月 日、本職役場において――

広島県福山市若松町10番7号 若松ビル4階

広島法務局所属

公証人

上記作成の日に、この証書の正本を請求者・田邊孝之
に交付した。_____

広島県福山市若松町10番7号 若松ビル4階

広島法務局所属

公証人